平成２３年（フ）第２７１号
熊本県宇土市走潟町415番地２
債務者　松島　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８９号
熊本市大江１丁目５番32号
債務者　田尻　夏代
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２１号
群馬県館林市高根町1000番地の382
債務者　齋川　義紀
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２３号
群馬県館林市大街道１丁目６番35号
債務者　黒田　正治
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２４号
群馬県太田市新田市野井町38番地２
債務者　田中　真澄（旧姓森尻）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２５号
群馬県太田市新井町187番地
債務者　島貫　　武
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２６号
群馬県太田市東長岡町185番地２　コーポムトウ１－Ｂ号
債務者　橋本　文幸
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９８６号
名古屋市北区三軒町325番地　カーサ富士塚101号
債務者　作長　正恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５９号
名古屋市西区大野木３丁目105番地　ラビデンス大野木204号
債務者　日下部直孝
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２２号
名古屋市中村区稲葉地本通１丁目30番地　アキタハイツ603号
債務者　眞野称織子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３２５号
大阪市港区築港１丁目13番16―410号
債務者　向井　一喜（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３９０号
大阪市天王寺区夕陽丘町３番３号　ぱすてる夕陽丘501号
債務者　北村　弦也
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０５号
大阪市西区本田２丁目13番７―801号
債務者　岩本　直広
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４６号
大阪市東住吉区今川７丁目９番18―202号
債務者　平野人義こと　朴　　昌弘
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５５号
大阪市北区万歳町３番８―410号、事業所所在地大阪市西区京町堀１―13―17　ハイツオークラ靱公園103
債務者　ＧＲＡＳＳＥ・ビストログラースこと　信田　政明
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９０号
大阪市東住吉区西今川１丁目17番30号グリーンハイツ今川402号
債務者　木岡　豊文
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０１０号
大阪市城東区永田２丁目10番18―504号
債務者　深澤　一矢
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部